

## 適切な意思決定支援に関する指針

### 1. 基本方針

高の原中央病院で人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」<sup>1)</sup>等の内容をふまえ、本人および家族と医療・ケアにおける多職種で繰り返し話し合い、患者本人の尊厳と意思決定を尊重し、医療・ケアを提供することに努める。

### 2. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行い、それに基づいて医療・ケア多職種メンバーは、医療・ケアを受ける本人および家族と充分に話し合い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアをすすめる。
- 2) 本人の意思は変化しうるものであることをふまえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行い、本人との話し合いを繰り返し行う。
- 3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。
- 4) 本人が自らの意思を伝えられない状況下である場合、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケア多職種メンバーにより充分な話し合いが行われ決定する。
- 5) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケアの開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- 6) 医療・ケア多職種メンバーにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を充分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

### 3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定支援

#### 1) 本人の意思の確認ができる場合

- ・患者本人による意思決定を基本とし、家族等とともに、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケア多職種メンバーが協力し、医療・ケアの方針を決定する。
  - ・時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケア多職種メンバーにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができる支援を行う。
  - ・このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度カルテに記録を残す。

#### 2) 本人の意思が確認できない場合

- 本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケア多職種メンバーの中で慎重に判断する。
- ・家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとる。
  - ・家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかに

ついて、本人に代わる者として家族等と充分に話し合い、本人にとって最善の方針をとる。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

- ・このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度カルテに記録を残す。

### 3) 認知症等で自ら意思決定することが困難な場合

障がい者や認知症等で、自らが意思決定することが困難な場合は、厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」<sup>2)</sup>を参考に、できる限り本人の意思を尊重し反映しながら意思決定を支援する。

### 4) 身寄りがない人の場合

身寄りがない人における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」<sup>3)</sup>を参考に、その決定を支援する。

医療に関する意思決定においては、病院の医療職だけでなく、成年後見人等やケアマネージャーなど患者に係わる人が、繰り返し最善の方法に関して話し合いを行う。

### 5) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記 1) ~4) の場合において、方針の決定に際し、以下のような場合においては、医療・ケア多職種メンバーから、当院の臨床倫理リンクナース委員会、もしくは倫理委員会に相談し、方針等の助言を得る。

- ・本人と医療・ケア多職種メンバーとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケア多職種メンバーとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

- ・心身の状態等により医療・ケア多職種メンバーの中で医療・ケアの内容の決定が困難な場合

倫理委員会へ問題提起された場合は、倫理委員会規程第 6 条に基づき、委員長が必要と認めた委員会を臨時開催し、速やかに助言を行う。

## 4. 参考資料

### 1) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

厚生労働省 2018 年 3 月改訂

### 2) 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン

厚生労働省 2018 年 3 月

### 3) 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する

ガイドライン 研究代表者 山縣然太朗 2019 年 5 月

## 付則

2024 年 8 月 6 日 施行

2024 年 12 月 1 日 改定